

奈良県告示第五百八十五号

平成三十年度における奈良県住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例（平成三十年三月奈良県条例第六十五号）第二条第二号の知事が指定する期間は、十月一日の正午から十一月三十日の正午までの期間とし、平成三十年六月十五日から施行する。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾